

水産用抗菌剤の取扱いについて

平成30年1月より、食用水産動物の養殖業者が抗菌剤を購入する際に魚類防疫員等が交付する水産用抗菌剤使用指導書の提出が必要となる新たな仕組みが導入されます。

新たな仕組みの概要

- 水産用医薬品を使用した際は、使用記録（使用年月日、使用場所、疾病名、尾数、平均体重、使用医薬品名、使用量、水揚げできる年月日等）を徹底する。
- 水産用抗菌剤の購入に際して、専門家から交付された使用指導書が必要となる。

申請・交付・購入・販売の流れ（資料2 上図）

①申請書の提出（養殖業者）

- 提出書類 水産用抗菌剤使用指導書交付申請書（資料3）
前年の水産用医薬品使用状況調査票（資料4）
- 提出場所 所属漁協
- 提出締切 平成30年2月28日

②指導書の交付（指導機関）

- 交付日 平成30年4月1日
- 有効期限 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 交付方法 所属漁協に一括送付

平成29年	平成29年度												平成30年度												平成31年			平成31年度							
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月						
調査票の記載対象期間															申請書 作成																				
															申請 → 発行			指導書有効期間																	
															調査票の記載対象期間												申請書 作成								
															申請 → 発行															指導書有効期間			平成32年 3月末まで		

③水産用抗菌剤の購入（養殖業者）

指導書の写しを動物用医薬品販売業者に提出する。

④水産用抗菌剤の販売（動物用医薬品販売業者）

指導書に従って水産用抗菌剤を販売する。使用指導書の写しは2年間保存する。

指導書の交付前に抗菌剤の購入が必要となった場合（資料2 下図）

予期せぬ疾病の発生等に対処するため緊急を要し申請書の提出が間に合わない場合は、理由書を提出して購入することができる。

※想定される事例 平成30年1月～3月に必要となった場合
指導書に記載されていない抗菌剤が必要となった場合

①理由書の提出（養殖業者）

提出書類 水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書（資料5）

提出場所 動物用医薬品販売業者

②報告書の提出（動物用医薬品販売業者）

販売後1週間以内に、指導機関に報告が必要となる。

報告書と理由書は2年間保存する。

提出書類 水産用抗菌剤使用指導書に関する報告書（資料6）

養殖業者から提出された水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書

提出場所 指導機関（魚類検査室）

提出期限 販売後1週間以内

注意点

- ・申請は記入漏れのないように、すべての欄に記入してください。
- ・申請は毎年1回必要です。2月末日締切、4月1日交付。
- ・指導書は1年間有効となるため、紛失しないよう保管してください。
- ・様式等は水産研究センターホームページ（<http://ehime-suiken.jp/wordpress/sinsei/>）からダウンロードできます。

お問い合わせ先
愛媛県水産研究センター 魚類検査室
〒798-0087 宇和島市坂下津甲 309-4
TEL 0895-25-7260
FAX 0895-24-3029